

令和4年度第1回吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会  
議事要旨

1 日時 令和5年(2023年)1月10日(火) 10:00~12:00

2 場所 吹田さんくす3番館4階 教育委員室

3 出席者

<出席委員>

3名

<欠席委員>

なし

4 議題

事業概要について

事業者選定方法について

実施方針について

要求水準書(案)について

審査方法(案)について

5 議事概要

(1) 事業概要について

事務局より、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業(以下、「本事業」という。)について、事業手法、事業方式、事業期間及び事業範囲等の事業概要を説明しました。

(2) 事業者選定方法について

事務局より、本事業において想定される事業者選定方式として、総合評価一般競争入札及び公募型プロポーザル方式の2方式を提示し、主な違いについて比較説明を行いました。そのうえで、本市では、並行して実施する学校規模適正化事業等に関連して、優先交渉権者決定後に変更を要する可能性があることなどから、本事業には公募型プロポーザル方式の方が適用性が高いこと等を説明しました。

委員 小中学校の体育館は避難所として市民が使うので、早い供用開始が望ましい。その意味でも不調リスクの少ない公募型プロポーザル方式の方がよいと考える。

委員 総合評価一般競争入札のデメリットとして、2位の事業者は選定できないと説明があったかと思うが、完全にそう言い切ってよいのか。

事務局 できない訳ではないが、落札者との契約締結に至らない場合、「落札額の範囲での随意契約」という条件があり、プロポーザルに比較して金額に縛られ

てしまうというデメリットがある。

委員 委員会の作業は、「総合評価一般競争入札」と「公募型プロポーザル方式」でどれくらいの違いが出るか。

事務局 作業量や内容はどちらもほとんど同じと考える。いずれの方式についても提案書を審査していただくことになるので、それほど違いはない。

### (3) 実施方針について

事務局より、PFI事業の検討を進める際、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき特定事業の選定を行おうとする場合には、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければならないことを伝え、当該方針に定める事項について説明しました。

委員 応募が1社しかない場合でも事業を進めるか。

事務局 1社でも進める。ただし、その場合には、事業者に求める要件を満たしているかを重点的に確認していただきたい。

委員 事業者が選定方式を知るのはいつか。提案書作成時にはわかっているのか。

事務局 4月の公募の時点で明示することになるので、事業者は事業者選定方式がわかった状態で提案書を作成する。

委員 物価高騰についてはリスク分担が書かれているのでよいが、そもそも資機材が調達できないリスクをどう考えるか。

事務局 事業者へのサウンディング調査の際には、「整備期間が2年以上あれば大丈夫だろう」という意見があったので、2年3カ月程度あれば問題無いと考える。

### (4) 要求水準書(案)について

事務局より、要求水準書(案)については、実施方針と併せて公表した後に、事業者との質疑回答を経て必要な検討・修正を行い、事業者公募の際に改めて「要求水準書」として公表予定である旨を伝え、要求水準書(案)の内容について説明しました。

委員 ライフサイクルコストの縮減、CO<sub>2</sub>の削減の項目は、事業者により算定条件が異なると公平な採点が困難となるため、できるだけ統一的な条件となるようにしてほしい。

事務局 提案書の様式集の中で条件を定めていきたい。

委員 空調設備の試運転調整の測定方法については、換気設備を動かした状態で測定するということか。外気が入った状態だと室内温度は不安定になるが。

事務局 換気した状態で測定する案としている。

委員 学校の安全性が担保される要求になっているか、また、授業への影響や体育館周辺に設置する設備が学校に影響を与えないような要求になっているか。

事務局 必要などころには、フェンスを設置して子供達の安全を確保することを求める内容としている。

委員 一般的な小中学校への空調整備の最低水準を調査検討して、安全性の確保や学習環境への保全ができる内容を目指したということか。

事務局 ご理解のとおりである。

(5) 審査方法（案）について

事務局より、次回の委員会にて具体的な審査基準と併せて審議予定の事項（評価の方法やヒアリングの実施方法等）について事前説明を行い、委員からの意見を聴き取りました。

<委員からの意見>

- ・相対評価に比べ評価が難しい面もあるが、項目間での配点の差異を総合評価に反映するためには合理的であることから、絶対評価の方がよいと考える。
- ・ヒアリングについては、プレゼンより質疑応答の時間の方を長くしたい。質疑応答の比重が大きいほうがよい。
- ・ヒアリング前に、事業者に対して提案内容への質疑を事前送付し、回答を受領しておくプロセスを設ける方向で進めたい。このプロセスがあることで、審査に当たり、ヒアリング当日の質疑回答がより洗練されたものにできると考えられる。
- ・仮審査の実施は、必要だと考える。ヒアリング前に仮審査結果の共有、ヒアリング後に最終審査を実施する。
- ・提案書における軽微な誤謬や誤記については、事前質疑やヒアリングにおいて訂正や修正を求める等の対応をとる方針とする。
- ・専門外の項目も含めて、各委員には全ての項目について各自それぞれ審査いただく方法がよい。専門外の項目を評価するのは難しいが、仮審査結果を一度共有して専門委員の意見も聞いたうえで最終評価することでよいと思う。